

令和6年度から国民健康保険税の税率が変わります

令和8年度に向けて、当町の国民健康保険税率を、県の示す令和5年度標準保険料率に合わせる方針となりました。税率の大幅な改正に伴う、負担の軽減を図るため、令和6・7年度にて激変緩和措置を行います。

改正前

令和5年度	医療分	後期分	介護分
所得割	7.2%	2.2%	1.6%
均等割	29,000円	10,000円	10,000円



改正後

令和6年度	医療分	後期分	介護分
所得割	7.52%	3.08%	2.49%
均等割	41,800円	17,200円	17,900円



令和7年度	医療分	後期分	介護分
所得割	7.56%	3.19%	2.60%
均等割	43,400円	18,100円	18,900円



令和8年度	医療分	後期分	介護分
所得割	7.60%	3.30%	2.72%
均等割	45,100円	19,000円	19,900円

令和5年度標準保険料率（参考）

税率改正の目的

国保加入者の減少や、医療費の増加に対し、国民健康保険特別会計の歳入不足を補うため、令和6年度以降の税率を改正するものです。なお、法改正などにより、国では保険料水準の統一を推進する機運が高まっています。

※激変緩和措置とは？

→保険税の上昇によって影響を受ける世帯（被保険者）の負担を直接的に軽減し、緩やかな上昇基調となるよう調整することです。

医療分、後期高齢者支援分および介護分を計算して合計したものが、世帯の1年間（4月から翌年3月まで）の国保税となります（※被保険者数等により年税額に違いが出てきます）。

なお、納期について原則普通徴収は8期、特別徴収は年金受給時に差し引きとなります。

●令和7年度以降に関しては、今後の方針に基づき変更する場合があります。

※詳細については町公式ホームページでも掲載しています。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G ☎(84)1966（直通）

とみはりひろし 富張広司氏から木版画を寄贈いただきました

町の文化芸術の発展に役立ててほしいと木版画家の富張広司氏（境町出身）から木版画12点を寄贈いただきました。寄贈を記念した「富張広司展」を12月1日から24日まで中央公民館1階ロビーにて開催しました。

期間中には富張氏本人によるアーティストトークショーを開催し、事前申し込みの来場者に自身の作品や木版画家を目指すきっかけなどをお話しされました。また、展示されている木版画についての解説もしていただきました。

